

取扱処方箋数届書の記載例

○営業期間が3月27日～12月29日で、営業日数が148日、その間の処方箋枚数が次のようであった場合

科別内訳	枚数	計算結果	計算式
内 科	2,000	2,000	
外 科	560	560	
小 児 科	300	300	
整 形 外 科	550	550	
眼 科	3,500	2,333.3	$3500 \times 2/3 \div 2333.33$
耳鼻いんこう科	2,800	1,866.7	$2800 \times 2/3 \div 1866.66$
歯 科	325	216.7	$325 \times 2/3 \div 216.66$
計	10,035	(※2) 7,826.7	

許 可 番 号 及 び 年 月 日	村山第 A1009991 号 平成22年3月27日	
薬 局 の 名 称	山形県村山薬局	
薬 局 の 所 在 地	山形市十日町1-6-6	
前年において業務を行った 期 間 及 び 日 数	期間 平成22年3月27日～12月29日 営業日数 (*必ず記入してください) 148日	※1
前年における総取扱処方せん数	7,826.7 枚	※2
備 考	薬剤師数 2.5 人	※3

※1 業務を行った期間及び日数欄において、開局した日数には処方箋が来ない日もカウントすること。(1時間でも開局していれば、開局した日数を1日とカウントすること)

※2 前年における総取扱処方箋数欄：次の①及び②の合計数

① 眼科処方箋数 $\times 2/3$ + 耳鼻いんこう科処方箋数 $\times 2/3$
+ 歯科処方箋数 $\times 2/3$

*それぞれ少数点第二位で四捨五入し、少数点第一位まで求める。

② 前記①以外の診療科の処方箋数。

(①と②が区分できない場合は②としてカウントする。)

※3 備考欄：当該薬局に勤務する薬剤師数を記入すること。【備考欄に記載する薬剤師数の算出方法】により換算した数とする。

薬局薬剤師の員数の算出方法について

薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間（以下「薬局で定める勤務時間」という。）によって算出方法が異なります。

■ 1週間の薬局で定める勤務時間が32時間以上の場合

- (1) 常勤薬剤師（薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者）を1とする。
- (2) 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した数とする。

【例1】

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間40時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師B、Cは週30時間勤務の場合

（員数算定）

Aが常勤で員数1。B、Cの員数はそれぞれ $30/40=0.75$ となり、合計は $1+0.75+0.75=2.5$ となる。

■ 1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満の場合

- (1) 常勤薬剤師（32時間以上勤務している者）を1とする。
- (2) 非常勤薬剤師は、その勤務時間を32時間で除した数とする。

【例2】

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間30時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師Bは週20時間勤務、薬剤師Cは週15時間勤務の場合。

（員数算定）

Aは、32時間以上勤務しているので常勤で1。B、Cの員数は $20/32+15/32=1.09\cdots$ となり、合計は 2.0（2.09...の小数点第2位を切り捨てる）となる。